

| | |
|--------------|--|
| 政策の名称 | <p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (5) 情報セキュリティ対策の推進 ・ネットワーク相談対応システムの構築</p> |
| 政策の内容 ・目的 | <p>全国ベースで一元化されたシステムであるネットワーク相談対応システムを導入し、自動回答等によりハイテク犯罪等に関する相談に対応する各都道府県警察の業務を補助するとともに、それら相談内容等の情報を分析して脅威予測を実施し、高度情報通信ネットワークを国民が安心して利用できる環境を整え、もって、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に努める(別紙1)。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 ハイテク犯罪への相談対応は、都道府県警察に相談窓口を設置し、国民の相談に対応しているところである。しかし、昨今の高度情報通信ネットワーク社会の急速な進展に伴い、相談件数(別紙2)は急増し、特に平成13年の相談件数は、17,277件(前年比約1.6倍)となっており、相談への対応に苦慮しているところである。このような状況にかんがみると、ネットワーク相談対応システムを導入することによって、脅威予測とそれを踏まえた注意喚起及び広報啓発を行うとともに、各都道府県警察の業務を補助することによって国民の情報セキュリティ意識の向上等を図る必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 ハイテク犯罪等に関する施策であり、市場原理に委ねることは適当でないことから、行政において行うべき施策である。</p> <p>【国と地方の役割分担】 全国ベースで一元化されたシステムを通じて全国から直接得られる情報に基づいて脅威予測を実施し、それらを踏まえた全国規模の注意喚起及び広報啓発を迅速に行うものであるから、国において実施する必要がある施策である。なお、本システムは、同時に、都道府県警察の相談業務を補助する効果も有する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 ハイテク犯罪等の相談への対応であること、相談内容等の情報を分析して脅威予測を行うものであることから、犯罪捜査を行っている警察に蓄積されている知見が生かされるべき施策であり、また、犯人検挙に結びつく施策でもあり、民営化や外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 IT基本法第22条に規定する「高度情報通信ネットワークの安全性の確保等」を図るため、警察としてハイテク犯罪を未然に防止し、国民の情報セキュリティに関する意識・知識の向上等に一層努めなければならない状況にある。また、「e-Japan重点計画-2002」において民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発のために情報セキュリティ対策に係る相談業務や情報交換・発信についての機能を充実することが、「e-Japan2002プログラム」において都道府県警察等における民間からの相談受付業務を充実することがそれぞれ盛り込まれており、国民からのハイテク犯罪等に関する相談に迅速かつ的確に対応するためにネットワーク相談対応システムの整備は、緊急の課題となっている。</p> <p>【他の類似政策】 ホームページ、パンフレット、ビデオ等によりハイテク犯罪等に関する注意喚起及び広報啓発活動を行っている。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 ハイテク犯罪等に関する相談件数は増加の一途をたどっており、さらに、ネットワークに関する脅威を予測することは、情報セキュリティ対策にとつては不可欠であることから、廃止、休止することはできない。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 都道府県警察の管轄区域に限定されることがなく、全国ベースで一元化されたシステムによる国民からの相談への対応 全国からの情報を集約して技術的・総合的な分析を行うことによる迅速かつ的確な脅威予測とそれらを踏まえた全国規模の注意喚起及び広報啓発が実現され、 国民の情報セキュリティ意識の向上</p> |

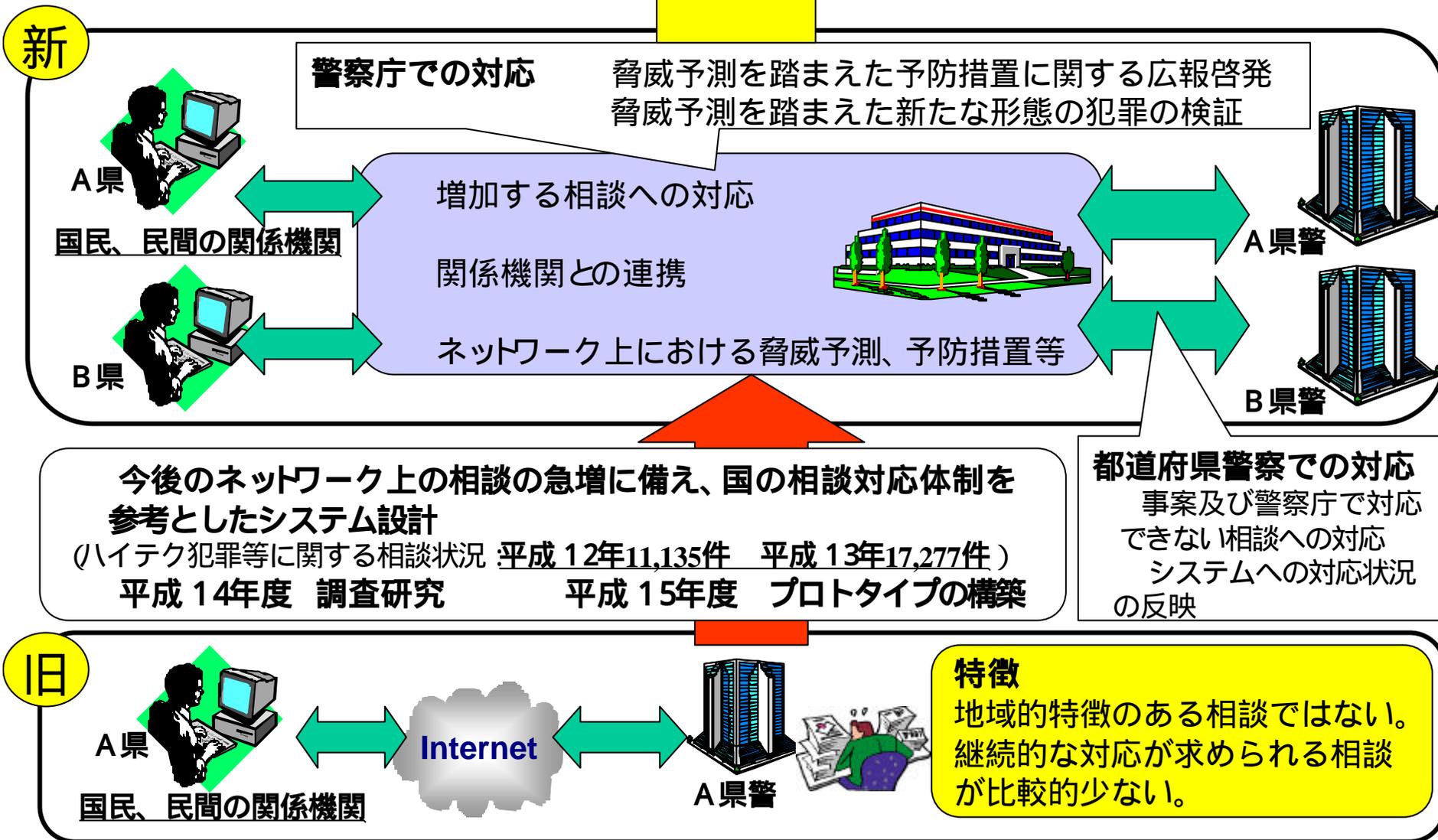
| | | | |
|-----------------|--|--------|---------|
| | <p>ハイテク犯罪の未然防止 を達成することができる。 【効果の発現が見込まれる時期】 システムを構築する平成16年度以降。</p> | | |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 24,460千円（調査研究） 【平成15年度要求額】 25,000千円（仕様の検討）</p> | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 現在、都道府県警察において受理しているハイテク犯罪等に関する相談の多くは、「地域性がない」、「継続的な対応が求められる相談は少ない」、「同種の相談が少なくない」という特徴を有している。また、警察庁における脅威予測は、都道府県警察からの報告を待って行われることから、迅速な注意喚起及び広報啓発を実施することが困難である。 したがって、全国ベースで一元化されたシステムにより各都道府県警察のハイテク犯罪等に関する相談業務を保持するとともに、警察庁においてそのシステムを通じて全国から直接に得られる情報に基づいて脅威予測を実施し、それらを踏まえた全国規模の注意喚起及び広報啓発を迅速に行うことがより効率的である。 【他の事業との連携】 ホームページ、パンフレット、ビデオ等によるハイテク犯罪等に関する注意喚起及び広報啓発活動。 【効果とコストとの関係に関する分析】 ハイテク犯罪の未然防止、国民の情報セキュリティ意識の向上等、コストに見合った効果が得られることが期待されるが、定量的な分析は困難である。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| その他 | | | |
| 政策所管課 | 生活安全企画課 | 評価実施時期 | 平成14年8月 |

ネットワーク相談対応システムの構築

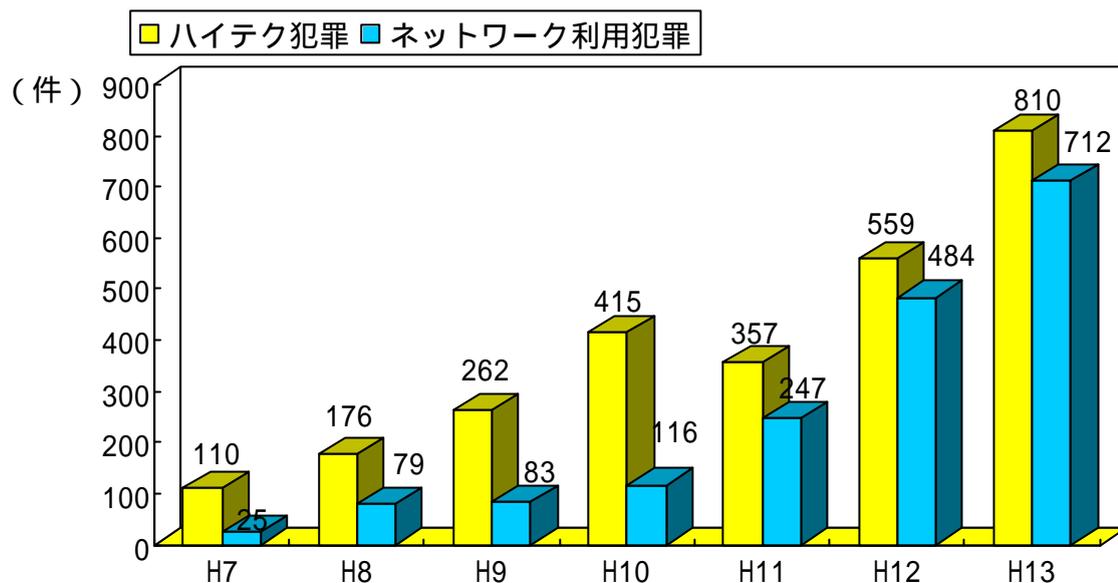
高度情報通信ネットワーク社会の安全性の確保

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第22条)

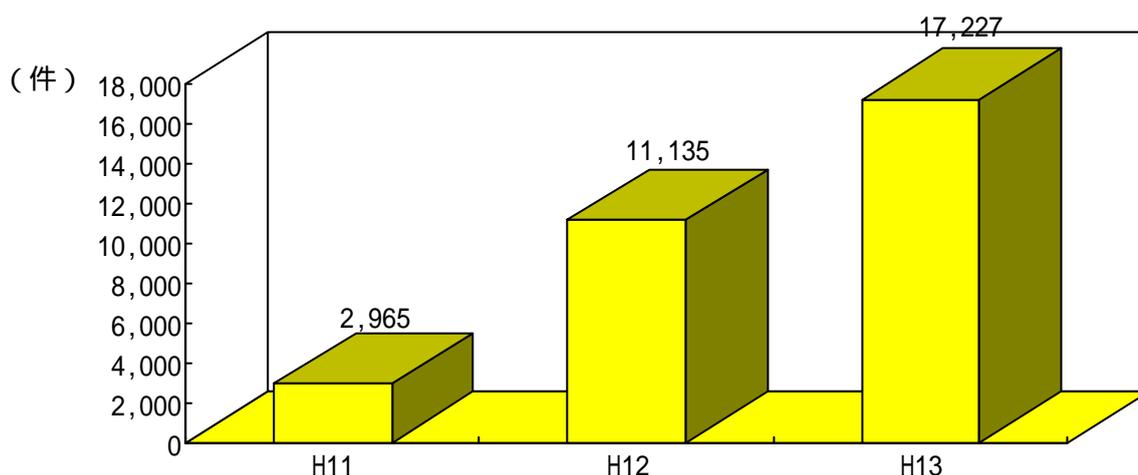
e-Japan重点計画 - 2002
5(4)



ハイテク犯罪及びネットワーク利用犯罪の検挙状況



ハイテク犯罪等に関する相談受理状況



ハイテク犯罪等に関する相談受理状況

| | 平成13年 | 平成12年 | 増減 |
|------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 違法・有害情報に関する相談 | 3,282件 | 2,896件 | 386件 |
| 迷惑メールに関する相談 | 2,647件 | 1,352件 | 1,295件 |
| 名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談 | 2,267件 | 1,884件 | 383件 |
| インターネット・オークションに関する相談 | 2,099件 | 1,301件 | 798件 |
| 詐欺・悪徳商法に関する相談（インターネット・オークション関係を除く） | 1,963件 | 1,396件 | 567件 |
| 不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談 | 1,335件 | 505件 | 830件 |
| その他 | 3,684件 | 1,801件 | 1,883件 |
| 合計 | 17,277 | 11,135 | 6,142件 |

その他の内容にはプロバイダ、有料サービス会社とのトラブルに関する相談、ネットワークセキュリティ全般に関する相談等がある。